議　　長　　それでは日程第５「一般質問」に入ります。

一般質問は通告順に行います。受付番号第１号、利根川茂君の一般質問を許します。登壇願います。

７　番　利 根 川　　一般質問をただいまより行います。受付番号１番、質問議員７番　利根川茂。件名、自治基本条例の制定は！

本山町長の選挙公約である自治基本条例は、行政運営の柱であります。平成27年３月の定例会において、任期中に必ず制定し実施しますと力強く宣言されました。本山町長の任期はあと２年を切っております。必ずこの自治基本条例を任期中に実施されるか、お伺いいたします。

また、実施できない見通しであれば、この公約を撤回されるのか明確にお答えください。

なお、この自治基本条例の問題につきましては、ことしの３月議会で一般質問を行い、また９月決算議会においてその内容について私のほうから質問して、今回が３回目です。やるのか、実施するのかしないのか、明確にお答えいただければ再質問はありませんし、45分間の質問時間もたった５分で終わる予定でございますので、そのような御配慮を町長はよろしくお願いします。

町　　長　　それでは利根川議員の御質問にお答えをさせていただきます。

５分で終わるかどうかはその後の話でございますけども、まずやるかやらないかの話をさせていただくと、これまでと同じようにやる予定で、やる予定というかやることで今後進めますので、その進め方について、きょうは回答させていただきたいというふうに思っております。それでは御質問にお答えをさせていただきます。

自治基本条例はですね、2000年の12月に制定をされた北海道ニセコ町まちづくり基本条例が第１号で、以降各地に広がっておりまして、現在全国1,741自治体中329自治体が、また県西地域２市８町で申し上げますと９つの自治体が既に制定済みでございまして、地域課題への対応やまちづくりが、誰もがどんな役割を担い、どのような方法で決めていくのかを文章化したもので、自治体の仕組みの基本ルールを定めた条例と言われております。多くの自治体では、情報の共有や町民参加・協働などの自治の基本原則、自治を担う町民、首長・

行政等のそれぞれの権利と責任と役割、情報公開、計画、審議会等への町民参加について定めているところであります。

条例制定に向けての進捗状況でございますが、庁舎内の自治基本条例検討委員会を立ち上げておりますので、この検討委員会を中心に職員でよく検討させていただき、27年度末までには、まず職員の中で素案の素案を作成し、町民の皆様に投げかけをさせていただき、町民の皆様の御意見を聞きながら、今後一緒に素案づくりから条例制定までを進めてまいりたいというふうに考えております。そのために並行しては、まず町民と行政が一緒に考えていく参考になるために、自治基本条例に関する準備会並びに協議会等を設置し、講師などをお呼びいたしまして研修会を開くなどを行い、詳しく研究をしてまいりたいというふうに考えております。その後は、懇談会や出前説明会、インターネットによる意見募集など、さまざまな形で町民の声を聞き、検討を重ね、平成28年度にこの条例を制定をし、周知期間の後に施行をしていくように進めてまいりたいというふうに考えております。そのため、講師謝礼等の必要な経費につきましては、平成28年度、来年度予算に計上してまいりたいというふうに考えております。

約１年をかけることになりますが、協議会の中で町民の皆様と一緒になって理解を深め、町民目線で制定してまいりたいというふうに考えております。私といたしましては、ニセコまちづくり基本条例を一部参考にさせていただくこともありますが、松田町に合った条例として、急速に進む少子高齢化による人口減少問題など、時代の流れに沿って対応ができるよう、住民自治に基づく自治体運営の基本的な原則を定めた条例を制定したいというふうに考えております。

利根川議員からは３月にも同様な、この基本条例につきまして質問をいただき、任期中に策定するということをお答えをしておりますので、限られた時間ではございますが、松田町の自治の基本原則となりますので、これから制定に向けて、私自身が先頭に立って取り組んでまいる所存でございます。ということを御理解いただくようお願いいたします。以上です。

７　番　利 根 川　　一言で、任期中に実施されるということはよくわかりました。だけど、今の

答弁は３月に一般質問した答弁とほぼ内容が同じです。私はこの貴重な時間をいただいて、消してまた消す湖畔の便りのような答弁をいただくつもりはない。まずそれを申し上げたい。

そして平成25年の９月の選挙で、町民があなたに期待したものは何か。それは、本山町長は島村前町長に対して「あなたは行政主権だけども、私は住民主権を貫きます」ここに最大の町民の期待があったと私は理解しております。そしてこのパンフレット御存じだと思いますけども、平成25年６月に全世帯4,500世帯に配布されたパンフレットの中に堂々と書いてあります。「住民の声と力が生きる町にします」「自治基本条例を制定し、住民の声や力を集めた住民主権の町政を実施します」と書いてるんですよ、ここに。全世帯配布してるんですよ。ですから、本山町長は就任したらすぐにこの自治基本条例に取り組まなければならない、そういう義務があったと私は思います。ほかの町長の３選自制条例とか、あるいは子育て支援の水道料の基本料金の減免とか、確かにおやりになってますけども、この自治基本条例は今、町長の答弁の中にあったとおり、町長が行政を、日々行政を運営する基本的な柱、地方自治法の次に位置づけられるものであるから、当選したらすぐにこれを取り上げなければならなかった。何で２年間もたって、私が何回も質問して、やっと期限を切って28年３月末、28年度３月末ということは、29年の３月議会で議決をして、そして周知期間を何カ月か置いて実施をするというふうに理解しましたけれども、まず一番最初に取り上げなければならない課題だと、私はそういうふうに理解しております。

まあ、町長の立場も理解して、笛吹けど踊らずという部分がなきにしもあらずというふうに感じております。これは職員がですね、特に幹部職員は町長の公約に対して、どの時点で実施できるかできないか、町長を支える義務が皆さんにありますのでですね、そのような努力が私は若干欠けてたのではないかというふうに考えております。庁内でどのような勉強会をやられてたか、またニセコ町の逢坂先生の、今、民主党の衆議院議員ですけども、逢坂先生もかつては民主党政権時代には総務省の政務官をおやりになって、私もその勉強会に参加させていただいたことがあります。逢坂先生がおっしゃってたのは、一年中

夏靴で過ごせんやつに一人前の口をきくなと、こういうふうに言われました。夏靴ですよ、一年中。彼らは10月になったら、ニセコ町では冬の靴にはき直さなきゃいけない。だから関東者は一年中夏靴で過ごせる、それで一人前の口をきくんじゃねえと、そういうふうに言われました。町長は時期を追ってですね、そういうことを答弁されましたので、そのように実施されるものと多大なる期待を抱いて、３月議会には素案を議会のほうにお示しいただけると、そういう言葉がありませんでしたけどね、町民にお知らせをするというお答えでしたけども、３月の頭からは３月議会が開催されると思いますので、ぜひその時点でですね、全員協議会か何かでその素案を御提案をいただきたいというふうに希望しております。

議会のほうもですね、議会基本条例、もう何回も報告させていただいておりますので、いわゆる町長の住民基本条例の出方を我々は待ってるんですよ。待ってるんですよ、１年半も検討して。先にやっちゃ悪いから、待ってるんですよ。だからあなたが本当に当選したら、一番最初にこれ取り扱わなきゃいけなかったことですよ。まあ、来年の３月素案が提案されることを期待して、再質問はこれで終わりにします。以上でございます。ありがとうございました。

議　　長　以上で受付番号第１号、利根川茂君の一般質問を終わります。